

令和 8 年 2 月 2 4 日

日本放送協会令和 8 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する
総務大臣の意見
(令和 8 年 2 月 2 4 日 諮問第 9 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、井上主査、鈴木官)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(林田課長補佐、畦地係長)

電話：03-5253-5777

令和 8 年度収支予算、事業計画 及び資金計画

日本放送協会

令和 8 年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会（以下、「協会」という。）の令和8年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 協会の放送又は配信の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約種別に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。（以下、協会の放送又は配信の受信についての契約を「受信契約」という。）

2 前項の規定にかかわらず、別表第5に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替、継続振込又はその他の支払方法のうち協会の指定する方法により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。また、第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が支払う場合は、前項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第5に掲げる額を減ずることとする。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第6に掲げる支払方法のうち、口

座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7に掲げる額を減ずることとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減ずることとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居（人が独立して生活を営むことができるように建てられた家屋又は区画された建物の一部の居住部分をいう。以下、この項において同じ。）に受信機を設置した場合又は世帯において協会の配信の受信を開始した場合についての受信契約を締結している者が、別表第6に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合で、その受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居への受信機の設置又は協会の配信の受信開始について別の受信契約を締結し、別表第6に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所等世帯以外の受信契約について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれにつ

いて、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うとき、及び想定し得ない業務の発生により、給与又は他の項の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他の項の間で相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。ただし、事業収入の増加額を資本支出に充てることはできない。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 国際放送（その放送番組の配信を含む。以下、この条において同じ。）及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に係

ある経費の支出に充てることができる。

第 11 条 業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

別表第1

令和8年度収支予算書

(一般勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		618,098,997
	受信料	591,013,707
	交付金収入	3,614,585
	副次収入	9,001,682
	財務収入	6,388,023
	雑収入	4,636,000
	特別収入	3,445,000
事業支出		687,168,177
	国内放送費	348,275,577
	国際放送費	19,531,566
	国内放送番組等配信費	14,166,391
	必要の配信費	13,931,456
	受信料財源任意的配信費	234,935
	国際放送番組等配信費	2,242,745
	必要の配信費	1,721,282
	受信料財源任意的配信費	521,463
	契約収納費	47,613,886
	受信対策費	553,505
	広報費	5,659,944
	調査研究費	6,007,929
	給与	109,477,084
	退職手当・厚生費	31,399,434
	共通管理費	16,320,366
	減価償却費	79,300,000
	財務費	3,750
	特別支出	3,616,000
	予備費	3,000,000
事業収支差金		△ 69,069,180

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		108,187,000
	前期繰越金受入れ	24,972,000
	減価償却資金受入れ	79,300,000
	資産受入れ	3,915,000
資本支出		108,187,000
	建設費	53,760,000
	出資	19,122,000
	建設積立資産繰入れ	35,305,000
資本収支差金		—

国内放送番組等配信費における必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用は58億1,250万3千円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は81億1,895万3千円である。

国際放送番組等配信費における必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用は3億231万6千円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は14億1,896万6千円である。

必要的配信費の整理にあたっては、必要的配信費として特定できるものは直課するとともに、費用の特性に応じて、配信する放送番組の数の比、業務の種類の数比、コンテンツ制作費比を用いて配賦を行い、費用を整理した。

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,146億5,399万7千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,835億5,217万7千円であり、経常収支差金は、△688億9,818万円である。

事業収支差金△690億6,918万円については、放送法第73条の2第

2項本文の規定により、還元目的積立金を取り崩して補てんする。

なお出資に該当する 191 億 2,200 万円及び建設費のうち出捐に該当する 58 億 5,000 万円については、資本収支において、同様に措置する。

(有料任意的配信業務勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		7,621,624
	有料任意的配信収入	7,621,624
事業支出		6,396,884
	有料任意的配信費	5,905,740
	広報費	208,120
	給与	140,432
	退職手当・厚生費	33,986
	共通管理費	106,616
	減価償却費	1,990
事業収支差金		1,224,740

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		1,990
	減価償却資金受入れ	1,990
資本支出		1,990
	建設費	1,990
資本収支差金		—

事業収支差金 12 億 2,474 万円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		1,220,841
	受託業務等収入	1,220,841
事業支出		1,016,959
	受託業務等費	1,016,959
事業収支差金		203,882

事業収支差金 2 億 388 万 2 千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別

地上契約	地上系によるテレビジョン放送又は協会の配信の受信についての受信契約
衛星契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送又は協会の配信の受信についての受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約

別表第3 受信料額（消費税込額）

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円
特別契約	860円	4,934円	9,599円

別表第4 受信料額（沖縄県）（消費税込額）

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	965円	5,539円	10,778円
衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円

別表第5 多数契約一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円

衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約又は特別契約の契約件数が9件である場合は、その衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が7件、8件若しくは9件である場合、又は特別契約の契約件数が8件若しくは9件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。（契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用する場合の減額後の受信料額を用いる。）

別表第6 支払方法

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等継続払	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙（電磁的方法により提供される場合を含む）を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
その他の支払方法	協会の指定する金融機関等を通じて又は協会の指定する場所で行う支払
	重度の障害により継続振込による支払が困難な者等、別に定める要件を備えた受信契約者の住所又はその者があらかじめ放送局に申し出た場所で行う支払

別表第7 団体一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別	割引額
衛星契約 特別契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり 月額 180円

令和 8 年 度 事 業 計 画

1 計画概説

経営計画の最終年度である令和8年度は、協会の使命である健全な民主主義の発達に資するため、情報空間の参照点となる正確で信頼できる情報を放送及びインターネットで提供すること、そして信頼できる多元性確保へ貢献することを基軸として、経営計画の確実な達成に向けた事業運営を推進する。

事業運営にあたっては、構造改革を進めながら適切な資源配分を行い、コンテンツの質と量を確保する。東京・渋谷の放送センターにおける新たな報道・情報発信拠点となる情報棟の本格運用を開始するなど、命と暮らしを守る報道の深化に取り組む。多様で質の高いコンテンツで公共的価値を創造するほか、国際発信の質的充実を進める。全国ネットワークを生かして地域の課題や魅力を伝えるとともに、人にやさしい放送・サービスの充実にも取り組む。

協会の主たる財源である受信料の公平負担の徹底を図るため、新たな営業アプローチを一層強化し、受信料収入を確保するとともに、副次収入など受信料外収入の増収確保にも取り組む。

NHKグループ全体でガバナンスの強化を図り、アカウンタブルな経営を徹底するなど、視聴者・国民から信頼される協会の組織運営に努める。

二元体制による放送ネットワークの効率化に向け、基幹放送局提供子会社による中継局の共同利用事業や基金による中継局共同整備への助成事

業、さらにメディア産業全体の多元性確保に貢献するための助成事業に還元目的積立金を活用する。最新技術を導入した次世代地域放送会館を整備していく考え方にに基づき、老朽化した地域放送会館建替えの検討を進める。

(1) 東京・渋谷の放送センターの建替えについて、第1期の情報棟の本格運用を開始するとともに、第2期の基本設計に着手する。緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備及び地域放送会館の整備等を行う。

(2) 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新事情を早く、深く、わかりやすく伝え、社会の基本的な情報の提供や民主主義の基盤である多角的な視点の確保への貢献といった、公共メディアの役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題等を積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、FIFAワールドカップ2026の放送を実施する。

(3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人

向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組むとともに、効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。

また、制作体制や管理体制等ガバナンスを強化するとともに、質的充実を進めることで、国際放送の使命を果たす。

- (4) 国内放送番組等配信は、インターネットによる、放送番組の同時配信、見逃し・聴き逃し配信及び番組関連情報の配信を通じて、放送と同じ情報内容や同じ価値を提供する。インターネット上においても、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信し、健全な民主主義の発達に資するという、公共的な役割を果たし、視聴者・国民の期待にこたえられるよう、より高い水準のサービスの提供を目指す。
- (5) 国際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けて放送番組等を提供するとともに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。
- (6) 受信料の公平負担の徹底と営業経費の抑制のため、新たな営業アプローチを一層強化し、受信料制度の理解促進を図ることで、受信料収入の確保に努める。
- (7) 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する

調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(8) 将来にわたる放送ネットワークの効率化に向け、中継局の共同利用事業を担う基幹放送局提供子会社へ出資するとともに、中継局の共同整備及び新たな伝送技術の開発・導入促進等への助成を目的とした基金へ出捐する。また、メディア産業全体の多元性の確保に貢献することを目的とした基金へ出捐し、人材育成、技術開発、調査研究等の支援を行う。これらの出資と出捐は、還元目的積立金を活用し取り進める。

(9) 放送番組を有料で配信するサービス等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。

(10) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(11) 視聴者・国民から信頼される協会の組織運営に向け、信頼をつくり出す現場マネジメント及び説明可能・アカウンタブルな経営マネジメントを進める。

2 建設計画

建設計画については、総額 537 億 6,000 万円をもって施行する。

(1) 新放送・衛星放送施設整備計画

衛星テレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、2,300万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、156億2,600万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局及びFM放送局の建設調査を行うとともに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行う。

これらに要する経費は、41億2,700万円である。

(4) 放送会館整備計画

放送センターの建替えについては、第1期の情報棟の本格運用を開始するとともに、第2期の基本設計に着手する。建替えに合わせて、埼玉県川口市に大型のドラマスタジオ等の建設工事及び放送設備整備を進める。地域放送会館については、高知サブステーションの整備等を実施する。

これらに要する経費は、75億7,400万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

緊急報道対応設備や番組の充実、番組配信のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・

サービスを継続するための設備を整備する。

これらに要する経費は、201億9,500万円である。

(6) 研究施設・一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。

これらに要する経費は、57億6,000万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、4億5,500万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア 番組関係

(ア) 地上テレビジョン放送

総合テレビジョンは、公共メディアの基幹波として、暮らしの安全を支える信頼できる情報の担い手の役割を果たし、正確・迅速かつ公平・公正で社会の指針となるニュースや、文化・娯楽・スポーツ等の多彩な番組を編成する。また、様々な手法で社会的な課題の解決に取り組むなど、公共的価値を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

教育テレビジョンは、子供から大人までの学びを支援するチャンネルとして、幅広い世代に向けた教育、福祉、教養、趣味、実用等、

多彩な番組を編成する。番組と配信コンテンツの連携により、視聴者のライフスタイルに寄り添い、多様な形で学びの機会を提供する。また、誰もが楽しめるユニバーサル放送・サービスをより充実させる。放送時間は、1日19時間を基本とする。

(イ) 衛星テレビジョン放送

NHK BSは、多彩な驚きと感動に出会えるチャンネルとして、自然、紀行、歴史、ドラマ等個性あふれるエンターテインメント、多彩なスポーツ、世界の「いま」を迅速かつ多角的に伝える国際情報等、バラエティー豊かな番組を編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

NHK BS プレミアム4Kは、本物感・臨場感あふれる映像文化の殿堂として、自然、紀行、歴史、芸術、ドラマ、生中継等、超高精細映像の特徴を生かした見ごたえのあるコンテンツを多彩に取りそろえる。また、協会が保有する貴重な映像資産を4Kリマスター技術でよみがえらせて、新たな価値を付加したアーカイブ番組として提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

BS8Kは、世界最先端の映像メディアチャンネルとして、新しい映像体験となるような多彩なジャンルの番組を提供する。貴重な文化財や優れた芸術を最高水準の8K映像で記録し、放送以外の手段でも提供して、社会貢献の役割を果たす。放送時間は、1日12時

間 10 分を基本とする。

(ウ) ラジオ放送

AM放送は、安全・安心を担う音声基幹波として、命と暮らしを守る情報をいち早く届ける。また、多様なジャンルの番組をバランスよく提供し、様々な世代の聴取者に支持されるよう編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

FM放送は、高品質な音楽・芸能や学びの機会を届ける音声波として聴取者の興味・関心に深くこたえる音楽番組や多様な学びに役立つ教育番組を提供する。また、災害等の緊急時には、AM放送と連携して機動的な編成を行う。放送時間は、1日24時間を基本とする。

(エ) 地域放送

地域放送は、地域に密着したニュースやきめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を放送するとともに、地域の魅力を全国に向けて発信する。また、大規模災害時には、きめ細かな情報を提供して人々の命と暮らしを守る。地域向け放送時間は、総合テレビジョンで1日1時間45分、AM放送で1日2時間15分、FM放送で1日40分を基本とする。

(オ) 補完放送

データ放送は、総合テレビジョン、教育テレビジョン、NHK BSの

各波で実施し、安全・安心情報を充実させるとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。

テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。

ワンセグ（主に携帯・移動端末向けサービス）は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。

（カ）放送番組の提供等

放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体及び伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,042億6,518万4千円、番組の編成企画等に329億2,834万1千円で、総額2,371億9,352万5千円である。

イ 技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額 1,110 億 8,205 万 2 千円である。

以上により、国内放送費総額は、3,482 億 7,557 万 7 千円となる。

(2) 国際放送

国際放送は、公平・公正な情報を世界に発信することで、健全な民主主義の一翼を担うとともに、国際社会における相互理解を深め、平和で持続可能な世界の構築に貢献する。また、国内放送との連携を深め、多彩で質の高いコンテンツを通して、日本の視座を世界に発信し、日本への理解を促す。さらに、自然災害の多い日本ならではの知見を世界と共有し、防災意識の向上につなげるとともに、訪日・在留外国人の安全・安心を支える情報を迅速かつ的確に提供する。

外国人向けテレビジョン国際放送では、公平・公正なニュースを、時間帯に応じて日本・アジア・アメリカから発信する。また、国内放送との連携を強化し、コンテンツの充実を図る。あわせて、受信環境の整備を行い、視聴できる地域の拡大に努めるとともに、国内外で外国人向けテレビジョン国際放送の認知向上のため広報活動を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。

日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、1日5時間程度、国内基幹ニュースを中心に、最新情報を国内と同時に発信するとともに、日本各地の多様な魅力を伝える番組を提供する。また、大規模な

自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。

このほか、邦人に向けて海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。

ラジオ国際放送では、日本のニュースや話題を、短波や衛星放送など地域の特性に応じた多様な手段で伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日50時間27分を基本とする。

このほか、海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。

これらに要する経費は、総額195億3,156万6千円となる。

(3) 国内放送番組等配信

命と暮らしを守る正確な情報を届け、災害時・緊急時の命綱としての役割を果たすとともに、インターネットでも、ニュース速報や様々なジャンルのニュースを、確実に速やかに伝える。また、幅広い世代に向けた豊かで良質なコンテンツや放送した番組及び番組関連情報の提供、放送番組の周知を行う。

地上テレビジョン常時同時配信と地上テレビジョン見逃し番組配信サービスを提供し、放送番組の視聴機会の拡大を図る。また、地方向けに放送された番組の一部を全国に向けて提供する。

AM放送及びFM放送の放送番組の同時配信と聴き逃し配信サービスを行う。

地上及びNHK BSのハイブリッドキャストやNHK BS プレミアム4K及びBS8Kのデータサービス等を通じて、インターネットに接続されたテレビジョン受信機に向けたサービスを行う。

このほか、他の放送事業者その他の事業者が行う配信業務に協力するよう努める。

これらに要する経費は、総額141億6,639万1千円となる。

(4) 国際放送番組等配信

外国人向けテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の放送番組の同時配信、見逃し・聴き逃し配信、番組関連情報の配信を行う。また、在外邦人向けテレビジョン国際放送の一部及びラジオ国際放送の放送番組の同時配信、見逃し・聴き逃し配信を行う。

日本の視点を伝えるニュースや、日本の文化の理解を促進するコンテンツ等、国際社会に広く視聴の機会を提供する。

このほか、海外の配信事業者等への放送番組の提供を行う。

これらに要する経費は、総額22億4,274万5千円となる。

(5) 契約収納

新たな営業アプローチを一層強化し、デジタル・書面・対面・外部企業等との連携など、様々な施策を組み合わせるとともに、長期にわたって受信料の支払いがない方への対策を強化し、受信料の公平負担の徹底と営業経費の抑制に努める。

これらに要する経費は、総額 476 億 1,388 万 6 千円となる。

(6) 受信対策

良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。

これらに要する経費は、総額 5 億 5,350 万 5 千円となる。

(7) 広 報

視聴者との結びつきを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共メディアや受信料制度への理解促進に向けて、多様で効果的な広報活動を推進する。

これらに要する経費は、総額 56 億 5,994 万 4 千円となる。

(8) 調査研究

放送技術の研究については、生成 A I 基盤の開発と活用によるコンテンツ制作支援技術、偽情報・誤情報への対策等メディアの信頼性向上や、緊急報道を支え、安全・安心に貢献するための技術、人にやさしい放送・サービスや、没入感あふれるメディア体験を提供するための技術等の研究開発を行う。

放送番組の研究については、社会・政治・生活に関する世論調査やコンテンツへの多様な接触を把握する調査を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。

これらに要する経費は、総額 60 億 792 万 9 千円となる。

(9) 給 与

給与については、要員数の減等により、総額 1,094 億 7,708 万 4 千円となる。

(10) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職給付費の増等により、総額 313 億 9,943 万 4 千円となる。

(11) 共通管理

共通管理については、情報棟の本格運用の開始に向けた整備の終了による減等により、総額 163 億 2,036 万 6 千円となる。

(12) 有料任意的配信業務

放送番組を有料で配信するサービスについては、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。

このほか、配信の事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。

これらに係る収入は 76 億 2,162 万 4 千円、支出は 63 億 9,688 万 4 千円である。

(13) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は 12 億 2,084 万 1 千円、支出は 10 億 1,695 万 9

千円である。

(14) 信頼をつくり出す現場マネジメント及び説明可能・アカウンタブルな経営の徹底

一人ひとりをプロフェッショナルとして尊重し、高い専門性に基づく現場力の強化に取り組む。ダイバーシティ確保も含め、多様な価値を生み出せる人材を育成する。

アカウンタブルな経営の徹底のため、ルール順守を徹底する組織風土の定着や、経営委員会・監査委員会によるガバナンスの強化を進める。

4 受信契約件数

(1) 地上契約

ア 有料契約見込件数

区 分	令和8年度	令和7年度	増	減
年度初頭契約件数	18,815,000	18,965,000	△	150,000
年度内新規契約件数	810,000	780,000		30,000
年度内解約件数	930,000	930,000		0
年度内増加契約件数	△ 120,000	△ 150,000		30,000
年度末契約件数	18,695,000	18,815,000	△	120,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	令和8年度	令和7年度	増	減
年度初頭免除件数	2,278,000	2,321,000	△	43,000
年度内新規免除件数	347,000	323,000		24,000
年度内解約件数	379,000	366,000		13,000
年度内増加免除件数	△ 32,000	△ 43,000		11,000
年度末免除件数	2,246,000	2,278,000	△	32,000

(2) 衛星契約

ア 有料契約見込件数

区 分	令和8年度	令和7年度	増	減
年度初頭契約件数	21,542,000	21,692,000	△	150,000
年度内新規契約件数	470,000	470,000		0
年度内解約件数	620,000	620,000		0
年度内増加契約件数	△ 150,000	△ 150,000		0
年度末契約件数	21,392,000	21,542,000	△	150,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	令和8年度	令和7年度	増	減
年度初頭免除件数	751,000	747,000		4,000
年度内新規免除件数	126,000	122,000		4,000
年度内解約件数	124,000	118,000		6,000
年度内増加免除件数	2,000	4,000	△	2,000
年度末免除件数	753,000	751,000		2,000

(3) 特別契約

有料契約見込件数

区 分	令和8年度	令和7年度	増 減
年度初頭契約件数	17,000	17,000	0
年度内新規契約件数	0	0	0
年度内解約件数	0	0	0
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	17,000	17,000	0

(参考1)

有料契約見込総数

区 分	地 上 契 約	衛 星 契 約	特 別 契 約	合 計
年度初頭契約件数	18,815,000	21,542,000	17,000	40,374,000
年度内増加契約件数	△ 120,000	△ 150,000	0	△ 270,000
年度末契約件数	18,695,000	21,392,000	17,000	40,104,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地 上 契 約	衛 星 契 約	合 計
年度初頭契約件数	203,000	155,000	358,000
年度内増加契約件数	0	1,000	1,000
年度末契約件数	203,000	156,000	359,000

(参考2)

支払方法別受信契約件数

(1) 地上契約

区 分	口 座 振 替	ク レジ ッ ト カ ー ド 等 継 続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	10,985,000	4,066,000	2,618,000	1,146,000	18,815,000
年度内増加契約件数	△ 270,000	70,000	150,000	△ 70,000	△ 120,000
年度末契約件数	10,715,000	4,136,000	2,768,000	1,076,000	18,695,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	ク レジ ッ ト カ ー ド 等 継 続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	89,000	29,000	40,000	45,000	203,000
年度内増加契約件数	△ 2,000	0	2,000	0	0
年度末契約件数	87,000	29,000	42,000	45,000	203,000

(2) 衛星契約

区 分	口 座 振 替	ク レジ ッ ト カ ー ド 等 継 続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	10,927,000	3,899,000	6,117,000	599,000	21,542,000
年度内増加契約件数	△ 270,000	20,000	130,000	△ 30,000	△ 150,000
年度末契約件数	10,657,000	3,919,000	6,247,000	569,000	21,392,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	ク レジ ッ ト カ ー ド 等 継 続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	68,000	24,000	49,000	14,000	155,000
年度内増加契約件数	0	0	1,000	0	1,000
年度末契約件数	68,000	24,000	50,000	14,000	156,000

(3) 特別契約

区 分	口 座 振 替	継 続 振 込	合 計
年度初頭契約件数	11,000	6,000	17,000
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	11,000	6,000	17,000

5 要員計画

区 分	要 員 数
事 業 運 営 関 係	9,854 人
建 設 関 係	169
合 計	10,023

令和 8 年度 資金計画

1 資金計画の概要

令和8年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,189億7,908万8千円、事業経費、建設経費等による出金総額8,201億8,960万円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算5,910億1,370万7千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額5,876億3,077万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金29億3,508万5千円、国際放送関係など交付金収入36億1,458万5千円、有価証券の償還1,349億円、受取利息その他の入金898億9,864万8千円を見込む。

以上により、入金額は、総額8,189億7,908万8千円である。

3 出金の部

事業経費6,063億2,945万3千円、建設経費537億6,000万円、出資191億2,200万円、有価証券の購入700億円、納付消費税その他の出金709億7,814万7千円を合わせ、出金額は、総額8,201億8,960万円である。

(参考) 資金の需要及び調達の見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	72,897,632	90,500,259	87,518,350	79,875,585	—
2 入 金	233,301,078	171,940,724	254,112,121	159,625,165	818,979,088
受 信 料	168,877,817	130,712,206	155,049,078	132,991,669	587,630,770
固定資産売却代金	810,557	733,608	750,982	639,938	2,935,085
交 付 金 収 入	2,567	3,899	1,804,121	1,803,998	3,614,585
有価証券償還	36,200,000	21,300,000	74,700,000	2,700,000	134,900,000
受取利息その他の 入金	27,410,137	19,191,011	21,807,940	21,489,560	89,898,648
3 出 金	215,698,451	174,922,633	261,754,886	167,813,630	820,189,600
事 業 経 費	161,593,421	130,300,762	185,349,435	129,085,835	606,329,453
建 設 経 費	14,954,633	5,493,844	19,131,881	14,179,642	53,760,000
出 資	—	—	19,122,000	—	19,122,000
有価証券購入	21,000,000	21,000,000	21,000,000	7,000,000	70,000,000
納付消費税その他の 出金	18,150,397	18,128,027	17,151,570	17,548,153	70,978,147
4 期末資金有高	90,500,259	87,518,350	79,875,585	71,687,120	—

(参照条文)

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）抄

（収支予算、事業計画及び資金計画）

第七十条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、これに当該事業年度に係る中期経営計画を添え、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を付すとともに同項の中期経営計画を添え、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 （略）

4 第六十四条第一項の規定により同条第八項第一号に規定する受信契約を締結した者から徴収する受信料の額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによつて、定める。

（電波監理審議会への諮問）

第一百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一・二 （略）

三 第七十条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して付す意見

四・五 （略）

2 （略）

写

(公印・契印省略)

諮問第9号

令和8年2月24日

電波監理審議会

会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 林 芳正

諮問書

日本放送協会（会長 井上 樹彦）から、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき、日本放送協会令和8年度収支予算、事業計画及び資金計画（以下「収支予算等」という。）並びに中期経営計画が提出されたので、同条第2項の規定に基づき、別紙のとおり収支予算等に意見を付することとしたい。

上記の意見について、法第177条第1項第3号の規定に基づき諮問する。

日本放送協会令和8年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見 (案)

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法（昭和25年法律第132号）で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、事業構造改革及び信頼される組織運営の実現を目指し、「NHK経営計画（2024-2026年度）＜2025年1月修正＞」（以下「現中期経営計画」という。）の最終年度として受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、令和5年10月に値下げされた現行の受信料額を維持しつつ、令和9年度以降の受信料収入と事業規模が均衡するよう、引き続き合理化に向けて取り組むことが求められている。

予算の執行に当たっては、公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むことが求められる。

近年の大規模な自然災害等を踏まえ、災害時における放送の役割の重要性が高まっているところであり、協会は、重要な公共インフラを提供する者としての使命を自覚し、引き続き将来の災害に備えることが求められる。

ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長等に伴い、国民・視聴者の視聴スタイルが大きく変化し、情報空間が放送だけでなくインターネットへと広がっている。こうしたデジタル時代において、協会は引き続き、民間放送事業者との二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うとともに、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供することが求められる。

こうした状況にあって、協会の在り方については、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、取組の継続的な検証と見直しを行い、国民・視聴者への説明責任を果たしつつ、更なる取組を進めることを期待する。

特に以下の点について配慮すべきである。

1 国内放送の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保、国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組やスポーツイベント等を含む国民・視聴者の関心に的確に応える番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に、国内に在住する外国人も含め、国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細かな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用すること。
- 情報空間における偽・誤情報の流通・拡散によって、権利侵害や社会的混乱が発生する等、実空間に影響を及ぼす課題が発生するとともに、SNSの普及やインターネット動画配信サービスの伸長等に伴い、放送に対する国民・視聴者の認識に変化が見られる現状も踏まえ、健全な民主主義の発達に資するため、正確で信頼できる社会の基本的な情報を提供するこ

とが求められている。特に、報道に際しては、公共放送としての責務を更に果たしていくこと。

- 地方が持つ伸び代を活かし、住民の暮らしと安全を守る観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らし等、それぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツを充実させ、そうしたコンテンツの国内外に向けた積極的発信に一層努めること。
- 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が令和5年10月に改定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道、国会中継及び地域放送局における字幕放送や手話放送等の一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴覚障害者等向け放送サービスの普及に関する研究を推進すること。
- 超高精細度の衛星放送については、普及に向けて、引き続き、超高精細度映像ならではのコンテンツの制作や2Kコンテンツとの一体化制作、受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、4Kコンテンツ制作に係る外部制作会社との協業等他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送としての役割を果たすこと。
- 協会の衛星放送については、令和元年度以降、契約数が低下傾向にあり、また、令和7年度第3四半期の「NHK BS」の接触者率は27.5%と、地上放送の総合テレビの61.9%と比べて相対的に低い状況となっている。こうした状況も踏まえ、国民・視聴者の理解が得られるよう、公共放送としての衛星放送業務の在り方の検討を行い、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 衛星放送ワーキンググループ 取りまとめ」（令和6年12月策定）を踏まえたインフラコストの低減などに取り組むこと。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

- ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ情勢等の国際情勢、偽・誤情報の影響等を踏まえ、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会における我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化に努めること。また、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。
- 「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、信頼できる情報発信主体として我が国やアジアの視点で情報発信する取組の充実を図ること。
- 令和6年8月に放送したラジオ国際放送の中国語ニュースの中で、中国籍の外部スタッフが、尖閣諸島の帰属に関する発言等、ニュース原稿にはない日本政府の公式見解とは異なる発言を行ったことにより、自らの番組基準に抵触する放送が行われた事案を踏まえ、協会において対応策に取り組んできたところではあるが、公共放送としての社会的責任を改めて深く認識し、再発防止策を徹底すること。

- 海外への情報発信に当たっては、世界各地のニーズや視聴実態等を検証した上で定めた具体的指標を踏まえ、衛星放送、ケーブルテレビ、インターネット配信等の様々な手段を適切に組み合わせ、視聴者へのリーチの確保とコスト負担の軽減の両立を図ること。また、外国人向け国際放送を円滑に実施するための協会の子会社である株式会社日本国際放送（JIB）については、広告料収入を含めて多様化を図るという創設趣旨を踏まえ、活用・強化を図ること。さらに、コンテンツ産業における競争力の確保等の観点から、国際放送において外部制作事業者との連携を進めること。
- 国際放送の安定的な実施を確保するため、八俣送信所を含む設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すこと。

3 放送番組等のインターネット配信の適切な実施

- 放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号。以下「改正法」という。）により、令和7年10月から放送番組及び番組関連情報の配信の業務（以下「必要的配信業務」という。）が必須業務化されたことを踏まえ、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組等を国民・視聴者に提供する役割を果たすこと。なお、サービスの開始に当たって、国民・視聴者に混乱を生じさせたことは遺憾であり、サービスの円滑な提供に万全を期すること。
- 必要的配信業務のうち、放送番組の配信については、著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者との間で、継続的な協議を行い、いわゆる「フタかぶせ」の解消に努めること。また、配信の実施のためなお準備又は検討を要するものについて、特に地方向け番組等の配信の充実に係る中長期的なスケジュールを速やかに策定し、テレビ等の受信設備を持たない国民・視聴者に対しても、その環境に適した形態で協会の放送番組等を継続的かつ安定的に提供するという必須業務化の趣旨を貫徹すること。
- 必要的配信業務のうち、教養分野に関する番組関連情報の配信を行うための番組関連情報配信業務に係る業務規程の変更の内容について、放送法に基づき学識経験者及び利害関係者から意見聴取を行ったところ、放送法の規定に適合していないとする意見は表明されなかった一方、今後の事業の運営等に向けて、番組関連情報配信業務の実施に関する意見や「公正な競争の確保」を維持するための取組に関する意見等が表明された。協会が番組関連情報配信業務を実施するに当たっては、このような意見を踏まえて、適時の情報開示、業務の内容に係る継続的な議論及び検討、実施状況に関する早期の評価等を行いながら、「公正な競争の確保」に支障が生じないことを確保すること。
- 任意的配信業務については、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、改正法の施行後においても、実施基準に基づき適正な規模の下で節度をもって事業を運営するとともに、公共放送の業務としての適切性を確保すること。また、必要的配信業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。
- 保有する放送番組等について、受信料を負担する国民・視聴者にとっての貴重な資産であることを踏まえ、NHKオンデマンドサービスをはじめ、多様なメディアを通じてその積極的な利活用を図ること。また、引き続き災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、インターネットを通じた災害情報の提供に努めること。

4 経営改革の推進

- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置・人材活用・経理手続の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、外部制作事業者の活用等について、取組を着実かつ徹底的に進めること。また、情報公開等による調達の透明性の向上について一層の取組を進めるとともに、より競争性の高い調達の実現により、子会社等との間で高止まりしている「隨意契約比率」を引き下げること。さらに、協会内外においてコンテンツ制作に係る人材を確保するため適切な対価の設定等に努めるほか、基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)に基づき、「NHK BS」及び「NHK BSプレミアム4K」で外部制作事業者の活用に努めること。特に、価格交渉や価格転嫁については、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」に従って、協会は、関連団体経由の取引も含めて、積極的に協議・相談に応じる等、適正な取引に努めるとともに、適正な製作環境の確保にも努めること。
- ガバナンスの強化と人権尊重・コンプライアンスの徹底については、過去に発生した事案や社会情勢の変化を踏まえ、経営委員会及び監査委員会並びに執行部がそれぞれの職責を果たし、組織を挙げて全力で取り組むとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体において実現すること。特に、芸能事務所・番組出演者との関係における人権尊重・コンプライアンス確保等放送業界全体として取り組むべきものについては、NHKグループの個別の取組に加え、必要に応じて、民間放送事業者等の関係者間で意見交換を行い、放送業界全体の底上げに資する実効性のある取組の検討を進めること。
- 放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録等協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報の公開のほか、協会の諸活動についての一層の理解を深めるための情報の公開に関する施策を一層充実することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。
- 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」や会計検査院による令和6年度決算検査報告等を踏まえ、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に適切に還元されるようより一層努めるとともに、関連団体が実施している業務の適正性や保有する資産の効率性について随時検証を行い、必要な見直しを行うこと。
- 過去の過労死事案を忘れることなく、協会が自ら定めた「NHKグループ 働き方改革宣言」や、東京労働局から過労死等防止計画指導を受けて提出した改善計画等を踏まえ、経営委員会及び監査委員会並びに執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら職員の健康確保の施策を推進し、再発防止を徹底すること。
- 女性職員の採用及び役員（経営委員を除く。）・管理職への登用を積極的に拡大すること。また、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」に記載した目標の達成に向けた取組を確実に実施し、また、これに加え、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 令和7年度末に予定している音声波の整理・削減については、音声波の災害時における役割や聴取者への影響を考慮して実施するとともに、混乱が生じないように、国民・聴取者への丁寧な説明及び周知を行うこと。また、令和5年度末に削減された衛星波を含め、事業支出の削減等の経営上の効果や国民・視聴者への影響等の検証・明確化を行い、結果についての説明責任を果たすこと。
- 現中期経営計画で示された「情報空間全体の多元性確保への貢献」については、中継局の共同利用やメディア産業全体への貢献等に取り組むこととされているが、国民・視聴者の受

信料も財源とすることを踏まえ、計画の更なる具体化を早急に行うとともに、厳格な管理・監督体制の整備を進め、説明責任を果たすこと。中継局の共同利用については、放送法の趣旨を貫徹するため、民間放送事業者との合意を踏まえ、小規模中継局等の更新計画を早期に具体化するとともに、ブロードバンド等代替の実現等を含む将来の伝送路の在り方に関する検討等を着実に進めること等、民間放送事業者との放送の二元体制の健全な維持・発展に必要な協力を通じて、その成果を国民・視聴者に還元すること。また、メディア産業全体への貢献については、官民の推進体制における検討を踏まえ、人材育成の取組等を通じ、放送コンテンツの製作力強化等に取り組むこと。

- 我が国の放送コンテンツの認知度向上と国外への流通を促進するため、海外に配信するコンテンツの提供等においては、民間放送事業者と共同した事業を展開する等、先導的役割を果たすこと。
- 安全・安心で信頼できるA Iの開発等のため、協会が保有する放送番組等のコンテンツデータの提供については、利用の目的及び範囲を検討した上で、当該コンテンツに関わる権利の保護に留意しつつ、モデルケースとなる事例を創出すること。
- 映像伝送やA Iを活用したコンテンツ制作等の技術の研究開発を行い、その成果をスタートアップ等を含め広く社会に還元すること。また、偽・誤情報対策に係る技術の研究開発等に努めること。

5 受信料の公平負担の徹底に向けた取組等

- 国民・視聴者の受信料によって支えられる協会においては、その公平負担の確保が重要であり、令和7年10月から新たに特定必要的配信の受信を開始した者にも受信料の負担を求めていることを踏まえ、その重要性を改めて認識する必要がある。未契約者及び未払者対策について、協会は、デジタル・書面・電話等を用いた「新たな営業アプローチ」を進めるとともに、「受信料特別対策センター」を設置し、支払督促の活用による未収対策の強化に取り組むこととしているものの、令和8年度の支払率は77%となる見込みである。また、営業経費率は9.9%の見込みと近年上昇傾向にある。契約・収納活動については、現状を容認することなく、効率化と公平負担の徹底の双方の観点から効果の検証を早急に行い、「新たな営業アプローチ」の運用方法を含め営業活動を随時見直すとともに、引き続き、支払率向上を通じた受信料の適正かつ公平な負担の徹底のため、民事手続及び割増金制度の適切な活用を含め、より一層の取組を進めること。
- 平成29年12月の最高裁判所の判決に留意しつつ、令和6年度以降、多数の地方公共団体等において契約漏れの事案が確認されたこと等も踏まえ、事業所等の契約の取扱いに関する周知を強化するとともに、受信契約の単位等の在り方について現状の課題を速やかに検証・見直しを行い、その結果を公表すること。また、受信契約の勧奨等に際しては、これらの検討の結果も踏まえつつ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。
- 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた意見等も踏まえ、引き続き、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制や案内方法等について、不断に点検及び見直しを行うこと。

6 大規模災害からの復旧・復興への貢献と公共放送の機能の強靱化等

- 令和6年能登半島地震やその後発生した大規模な自然災害等における経験も踏まえ、災害時には、放送が被災者をはじめとした国民・視聴者にとって特に重要な情報源となることに留意し、「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム 取りまとめ」（令和7年9月策定）も踏まえて、政府・地方公共団体等の関係機関や民間放送事業者等と連携しつつ、放送が途絶することのないよう、停電対策を含め放送設備の維持・復旧に取り組むとともに、迅速かつ正確な報道を行うこと。また、令和6年8月に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、令和7年12月に「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されたこと等を踏まえ、今後発生する可能性のある広域大規模災害を見据えた体制整備を引き続き行うこと。さらに、避難所等における受信設備設置等の視聴環境整備の支援や様々な伝送路による情報の提供等、被災者に対する情報伝達手段の確保に引き続き努めること。
- 災害時には、特にSNS等による偽・誤情報の流通・拡散も想定されることから、放送等を通じて偽・誤情報への注意喚起を国民・視聴者に引き続き呼びかけること。
- 災害からの復旧・復興の観点から、国内放送のみならず、国際放送によるニュースや番組の充実等を通じて、被災地の取組を支援すること。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。
- サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。

7 放送センター建替え等

- 放送センターの建替えについては、引き続き、建替えの経費が受信料により賄われることを十分認識し、令和7年4月に改定された放送センター建替基本計画の合理性・妥当性等、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすとともに、業者の選定に当たっては、客観性・透明性を十分に確保することが求められる。
- また、新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、設備投資に係る資金の計画的な確保と建設費の抑制に徹底的に取り組む、その成果を国民・視聴者に還元すること。
- さらに、地方が持つ伸び代を活かし、国民の暮らしと安全を守る観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、引き続き、機能の地方分散に取り組むことが求められる。